



世界の農業・農政

韓国のFTAとコメ

国際領域主任研究官 樋口 倫生

韓国のコメ貿易

日本同様、コメを主食とする韓国は、ウルグアイラウンド交渉で特例措置の適用を受け、1995年から10年間、コメの関税化を猶予されるが、ミニマムアクセス（MA）米を輸入することになった。輸入量の設定では途上国待遇を受け、1988～90年の平均消費量（513.4万トン）を基準として、95年の1%から2004年の4%まで毎年数ポイントずつ比率を高める約束である。MA米に5%の低率枠内関税が課され、設定されたMA量を越える輸入は行われない。

2004年に韓国は、関税化特例措置のさらなる期間延長を希望し、米国や中国等の利害当事国と交渉を行った。この結果、2005年から10年間の関税化猶予の延長を得たが、その代償としてMA米の拡大と一般消費者が直接購入するコメ（主食用米）の販売を追加的に提供する。輸入量は、基準消費量の4.4%（05年）から7.96%（14年）まで、毎年約2万トンずつ増加させる。基準消費量は80年代後半の値であり、継続する消費の減少を考慮すると、現在の消費量に対する比率はさらに大きくなっている。実際、2008年の暫定値（375.5万トン）を用いると、6%から10.9%まで拡大させることになる。輸入相手国には、21万トン（延長前のMA量相当）について輸入実績をもとに国家別クォータを適用し、中国に最も多くの11.6万トン（57%）、次いで米国に5万トン（24%）、タイに3万トン（15%）、豪州に9千トン（4%）を割り当てる。現在のところ韓国は関税化猶予を続けているが、関税化の受け入れは、必要な場合に可能であり、MA量は翌年以降、関税化した年の値が適用される。

韓国のFTAへの取組

FTAを強力に推進する韓国であるが、先ほどみたコメについては、韓米、韓EUとのFTA交渉で譲許除外となっており、WTOの枠組みに沿った関税特例措置を維持している。米国とのFTA交渉期間には、政府関係者が、「コメを譲許案から除外しないならば、締結しない」との趣旨の発言をしていた。

このように米国やEUとのFTAで、コメは最もセ

ンシティブな品目として扱われているが、コメを除くほぼすべての農作物の関税が15年以内に撤廃されるため（第1表）、長期、短期に分けて国内対策が立てられている。短期的な輸入の急増による被害には、協定発効後の7年間、所得補填直払制で対応する。対象品目は事前に決めておらず、輸入増加によって現行粗収益が基準値以下になった場合、下落分の一定部分を補填する。

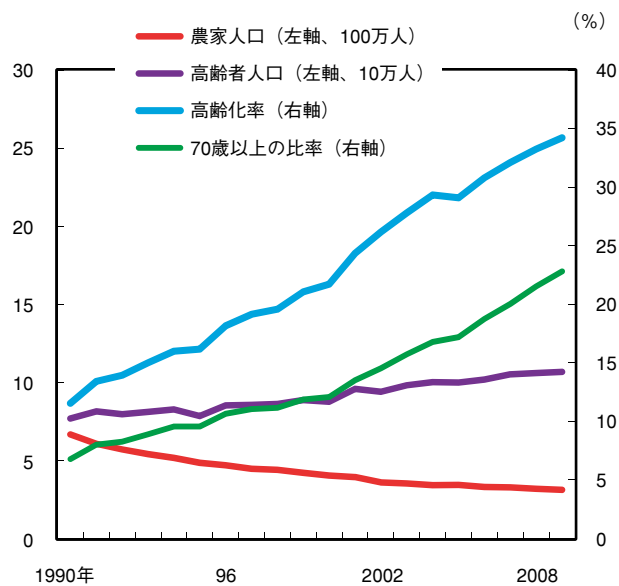
またFTAの履行で農業を継続するのが困難に

第1表 EU、米国とのFTAにおける農産物の譲許水準

譲許類型	韓EU FTA		韓米FTA	
	品目数 (%)	輸入額 (%)	品目数 (%)	輸入額 (%)
即時撤廃	42.1	19.5	38.1	55.2
2-3年で撤廃	1.2	17.9	0.4	0.2
5年で撤廃	19.2	27.9	20.7	11.6
6-7年で撤廃	3.3	4.1	4.3	4.4
10年で撤廃	19.9	21.9	23.3	4.7
10年超過	11.5	8.5	12.1	23
現状維持 ^注 と除外（コメ）	2.8	0.2	1.1	0.9
合計	100	100	100	100

資料：関係部署合同『韓EUFTA詳細説明資料』2009年。

注：韓米FTAでは、すべての品目にTRQを提供。



第1図 韓国の農家の現況

資料：韓国統計庁『農業基本統計』（各年版）。

注（1）高齢者人口は65歳以上の人口。高齢化率は、農家人口に高齢者が占める比率。

（2）全国の高齢化率は、2007年（9.9%）、08年（10.3%）、09年（10.6%）であった。

第2表 追加支援の配分

(単位：千億ウォン)

区分	生産性向上	経営支援	需給安定	流通改善	衛生・安全	合計
既存計画 ^注	32	24.8	4.6	25.5	0.9	87.8
追加支援	6.3	3.2	2.5	7.8	0.3	20.1
合計	38.3	28	7.1	33.3	1.2	107.9

資料：農林水産食品部『韓EU FTA補完対策』2010年。

注：韓米FTA対策（2008-17年）、畜産業発展対策（2009-17年）、中期財政計画などを指す。

なった農家に対し、発効後の5年間、廃業資金を給付する。対象は、FTA被害補填直払制の品目選定基準に準じて、輸入増加による被害品目としている。金額は、廃業の場合、廃業面積に単位当たり年間純収益（粗収益－生産費）を乗じたものを3年間、譲渡した場合、譲渡面積×単位当たり年間純収益を1年間、支援する。

長期的な対策としては、積極的に構造改善を行い、農業の体質を強化する計画である。韓国農業の特徴は、全国平均より農家の高齢化が進んでおり（第1図）、担い手不足が深刻な問題となっていることである。それ故、高齢農の退出を促し、主業農（耕地規模が30a以上あるいは年間農畜産物販売額が200万ウォン以上である農家の中で、農家収入が農外収入より多い農家）に政策支援を集中することにしている。この一環として、高齢農家に対し引退を促すため、経営移譲直払制を実施する。経営移譲直払いは、農業経営を移譲する農家に、引退時点から75歳まで一定額の補助金を支給して所得を安定させることを目的としている。事業対象者は、65～70歳の農業者で、対象地域は、田、畑、果樹園である。支給単価は、1ha当たり25万ウォン／月で、支給上限面積は2haである。

また高齢農に関しては、経営主の年齢が65歳以上の農家のうち年金未受給農家が45.7%に達する問題が存在する。この状況を解決するために、2011年から農地担保老後年金支援が実施されている。この制度では、65歳以上の高齢農に対し、所有する農地を担保として、毎月年金を支給しており、老後の生活資金が不足する高齢農の生活を安定させ、農村社会のソーシャルセーフティネットを拡充、維持すると同時に、農地資産の流動化を促進することを狙っている。

韓EU FTAに対する追加的な支援

EUとのFTAについては、上記に加え、2010年11月に追加的な国内対策が発表された。発表内容を確認すると、従前のものに畜産分野の競争力向上対策が加えられており、2011～20年の10年間に既存事業に追加して2兆ウォン規模の予算が投入される（第

2表）。追加的な支援は、畜舎施設現代化を通じた生産性向上、家畜糞尿処理施設などに対する経営支援、加工原料乳支援による需給の安定、屠畜加工業者の支援などを通じた流通改善、豚肉輸出作業場の現代化による衛生・安全水準の向上、に向けられる。

次いで個別の対策をみると、養豚部門では、ワクチン支援を通じた疾病根絶、優秀な種豚の供給、糞尿処理施設の拡充、等級判定制度の改善、加工産業活性化などに注力する。酪農部門では、加工原料乳の支援、新製品開発等を通じた乳加工産業の活性化、学校牛乳給食拡大による需給安定をはかる。養鶏産業では、2016年までに経卵伝染病、ニューカッスル病を根絶し、また大型鶏の生産を通じた生産費の縮減、輸出拡大のため屠鳥場の衛生水準向上に重点をおく。韓肉牛産業では、韓牛農家の組織化、雌牛改良の新規推進、肉牛の肉質向上および専門ブランド育成等を通じた需要の創出に努める。

まとめ

以上述べたように、韓国は、米国やEUとのFTAを推進し貿易自由化の状況を活用して、コメを除く部門について、農業構造の改善をはかり、農業の生産性を向上させる道を選択した。つまり国境措置を抑えながら、市場による配分を通じて生産の機会費用が相対的に小さい部門に資源を円滑に移動させ、農業部門の効率性を改善させようとするのである。

その手順は、まず廃業資金支援や経営移譲直払制などによって、輸入との競争で収入が減少し規模を縮小する農家や廃業する農家及び高齢農への支援を行いながら、農業からの退出を促進させる。次に、非効率な農家数が縮小する過程で、農地銀行を利用した賃貸借などを通じて、土地を含む生産要素を主業農に集積させる。さらに、競争力強化政策を併行させつつ、構造改革を推進する、というものである。

貿易の自由化を通じた農業の再生という、初歩的な経済学による処方箋に従った韓国であるが、コメは譲許除外となっている。このため、他の部門からコメ部門へ生産要素が移動する可能性があり、効率性の基準でみてどの程度成功を収めるか、今後の農業の推移を見守っていく必要がある。